

第7次行財政改革の基本方針について

行財政検討審議会が答申

答申の概要

八幡市行財政検討審議会は10月25日(木)、市長に「第7次行財政改革の基本方針について」を答申しました。市は、答申に基づき、平成31年度を初年度とする第7次行財政改革の計画を策定する予定です。

行財政改革の基本的な考え方

市が極めて厳しい環境に置かれる中においても、将来にわたり、地域経済と都市機能を維持・発展させていくためには、一定の人口減少と少子高齢化を受け入れながら、第5次総合計画の着実な推進により、「住みたい、住み続けたい」魅力あるまちづくりを行う必要があります。そのため、持続可能な健全な行財政運営を行うことが求められている。

諮問事項別の方策

1 持続可能な行財政構造の確立

このような状況の中にあっても持続可能で健全な行財政運営を行うため、平成31年度を初年度とする第7次行財政改革実施計画の策定に向けて審議会を設置し、意見を求めてきました。行財政検討審議会(会長 橋本行史・関西大学政策創造学部教授)は、市民公募委員2人を含む10人で構成され、5月31日の第1回審議会以降、「持続可能な行財政構造の確立」多様な担い手による行政サービスの提供(効率的・効果的な市民サービスの提供の3項目)について審議を行いました。また、答申案について、広報やわた10月号等で市民の皆さんの意見を募集しましたが、応募がありませんでした。審議会での計5回の審議を経て、「第7次行財政改革の基本方針」についての意見がまとめられました。

①自主財源の確保
生産年齢人口の減少により市の歳入の根幹となる個人市民税収が伸び悩む中、将来的に必要な歳入を得るために、自主財源の確保を目的として、未収金対策の推進、未利用資産の売却、新たな財源の確保、受益者負担の適正化への取組が必要である。

②歳出の抑制
人口急増時に整備を進めた公共・公用施設の老朽化が進む中、現在の人口規模や年齢構成に見合うよう、施設の適正化を図る必要がある。利用率が低下している施設については、管理運営のための財政負担の削減を図る必要がある。また、指定管理者制度の対象の拡大や選定方法の見直しの検討、第3セクターの自主的な財政力強化が求められている。

③市民サービスの提供
市民サービスの提供にあたっては、地方自治法の趣旨を踏まえ、「住民の福祉の増進を図る」という効果への視点と「最少の経費で最大の効果を挙げる」という効率への視点が必要である。

市が極めて厳しい環境に置かれる中においても、将来にわたり、地域経済と都市機能を維持・発展させていくためには、一定の人口減少と少子高齢化を受け入れながら、第5次総合計画の着実な推進により、「住みたい、住み続けたい」魅力あるまちづくりを行う必要があります。そのため、持続可能な健全な行財政運営を行うことが求められている。

②歳出の抑制
人口急増時に整備を進めた公共・公用施設の老朽化が進む中、現在の人口規模や年齢構成に見合うよう、施設の適正化を図る必要がある。利用率が低下している施設については、管理運営のための財政負担の削減を図る必要がある。また、指定管理者制度の対象の拡大や選定方法の見直しの検討、第3セクターの自主的な財政力強化が求められている。

③市民サービスの提供
市民サービスの提供にあたっては、地方自治法の趣旨を踏まえ、「住民の福祉の増進を図る」という効果への視点と「最少の経費で最大の効果を挙げる」という効率への視点が必要である。

理計画策定と進捗管理体制の整備
▼指定管理者制度適用拡大の積極的な検討
▼公募を原則とした指定管理事業者の選定
▼市による第3セクターの事業の見直し・民間事業者への移管、第3セクター自身の財政力の強化
▼市単独事業についての廃止を含めた見直しと新規事業の事前検証
▼市単独補助金についての廃止を含めた見直しと補助金運用の判断基準の作成
▼国・府の基準以上に実施している補助金・扶助費についての再評価と見直し
▼一部事務組合等への負担金に関する十分な情報提供の要求とガバナンスの強化



市自治連合会主催の「安全・安心のまちづくり」パレード

②歳出の抑制
人口急増時に整備を進めた公共・公用施設の老朽化が進む中、現在の人口規模や年齢構成に見合うよう、施設の適正化を図る必要がある。利用率が低下している施設については、管理運営のための財政負担の削減を図る必要がある。また、指定管理者制度の対象の拡大や選定方法の見直しの検討、第3セクターの自主的な財政力強化が求められている。

この答申を実効性あるものとするため、数値目標や効果額を明記した実施計画を早期に策定すること。また、わかりやすく具体的な内容で公表し、市民、NPO、事業者等の協力を得て、「みんなで創る」まちづくりが着実に進められるよう求める。

と。また、第三者機関である行財政改革検討懇談会を継続設置し、広報紙で検討結果を市民に公表すること。懇談会での指摘事項については庁内で検討し、改善に努めること。

③市民サービスの提供
市民サービスの提供にあたっては、地方自治法の趣旨を踏まえ、「住民の福祉の増進を図る」という効果への視点と「最少の経費で最大の効果を挙げる」という効率への視点が必要である。

この答申を実効性あるものとするため、数値目標や効果額を明記した実施計画を早期に策定すること。また、わかりやすく具体的な内容で公表し、市民、NPO、事業者等の協力を得て、「みんなで創る」まちづくりが着実に進められるよう求める。

と。また、第三者機関である行財政改革検討懇談会を継続設置し、広報紙で検討結果を市民に公表すること。懇談会での指摘事項については庁内で検討し、改善に努めること。



市長に答申書を手渡す行財政検討審議会の橋本行史会長(中央)、伊藤和雄副会長(右)

市は、答申に基づき、平成31年度を初年度とする第7次行財政改革の計画を策定する予定です。

このような状況の中にあっても持続可能で健全な行財政運営を行うため、平成31年度を初年度とする第7次行財政改革実施計画の策定に向けて審議会を設置し、意見を求めてきました。

この答申を実効性あるものとするため、数値目標や効果額を明記した実施計画を早期に策定すること。また、わかりやすく具体的な内容で公表し、市民、NPO、事業者等の協力を得て、「みんなで創る」まちづくりが着実に進められるよう求める。

と。また、第三者機関である行財政改革検討懇談会を継続設置し、広報紙で検討結果を市民に公表すること。懇談会での指摘事項については庁内で検討し、改善に努めること。

この答申を実効性あるものとするため、数値目標や効果額を明記した実施計画を早期に策定すること。また、わかりやすく具体的な内容で公表し、市民、NPO、事業者等の協力を得て、「みんなで創る」まちづくりが着実に進められるよう求める。

と。また、第三者機関である行財政改革検討懇談会を継続設置し、広報紙で検討結果を市民に公表すること。懇談会での指摘事項については庁内で検討し、改善に努めること。

この答申を実効性あるものとするため、数値目標や効果額を明記した実施計画を早期に策定すること。また、わかりやすく具体的な内容で公表し、市民、NPO、事業者等の協力を得て、「みんなで創る」まちづくりが着実に進められるよう求める。

と。また、第三者機関である行財政改革検討懇談会を継続設置し、広報紙で検討結果を市民に公表すること。懇談会での指摘事項については庁内で検討し、改善に努めること。

問い合わせ 政策推進課